

軍縮の基礎知識シリーズ(Disarmament Fact Sheets series)は、ニューヨークの国連本部軍縮問題局が刊行しているパンフレットで、軍縮や軍備制限の問題、あるいは国連その他の機関で行われている研究などを扱っている。本シリーズは国連公用語で出され、世界中で無料配布される。この日本語版「軍縮の基礎知識」シリーズ35号は、1984年12月国際連合広報センターで製作したものである。

軍縮に取り組む国連の機構

この小冊子は、軍縮及び軍備制限を扱う国連組織内の様々な機関の任務、組織、機能などを紹介するものである。

国際連合と軍縮

軍縮における国連の役割は、1945年6月26日、サンフランシスコで採択された国連憲章に定められている。そこにおいて国連の創設に当った人々が、戦争の惨害から将来の世代を救う、との決意を表明したのであった。加盟国は、国際連合の目的と原則に従うことを誓約している。その主たる目標は、「国際平和と安全の維持」である。「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして」この目的を達成するために、軍縮と軍備規制に関連する特定の責任が国連の安全保障理事会及び総会に課されている。1950年代以来、軍縮に関するイニシアティブは、安全保障理事会ではなく、主として総会及びその下部機関によってとられてきている。

軍縮の分野での国際連合の役割は、徐々に拡大されてきて おり、軍縮を扱う機関は何度も強化されてきた。

総会(General Assembly)

総会は、国連の主要な審議機関である。それはすべての加盟国代表をもって構成し、各国は一票をもつ。通常総会は毎年、九月の第三火曜日に始まり、普通、12月半ばまで続く。総会はまた、安全保障理事会の要請、加盟国の過半数の要請または、過半数の同意がある場合に、一加盟国の要請によって特別会期を開くこともできる。

憲章に基づいて、総会は、軍縮の原則及び軍備規制を含む 国際平和と安全の維持における協力の原則について審議し、 勧告を出す任務をもつ。総会は、紛争又は事態が現に安全保 障理事会で討議されている場合を除いて、国際平和と安全保 障に関するいかなる問題についても討議し、かつ勧告を出す ことができる。

1978年に開かれた第一回軍縮特別総会の最終文書によれば、総会は、「軍縮分野における国連の主要な審議機関であったし、今後もそうあるべきであり、また軍縮措置の実施を容易にするため、あらゆる努力をなすべきである」とされている。

第二次世界大戦が終了し、国際連合が設立されて間もなくの1946年1月24日、総会が採択したまさに最初の決議は、核兵器ほかの大量破壊兵器の廃絶を求め、また核エネルギーが平和目的のみに用いられることを求めた。その時以来、国際連合は軍備競争を停止させるために、たゆまぬ努力を続けてきた。国連は、軍縮討議と交渉の常設フォーラムとなり、国際社会からの勧告の源泉となり、また軍縮関連問題の研究に先鞭をつける役割を果している。

近年,総会が採択する軍縮関係決議の数が,漸時増大の傾向にある。たとえば1983年には,総計331の決議中62が軍縮関連であった。それは軍備競争の停止,とくに核軍備競争の停止,すべての核実験の禁止,核兵器の凍結,非核地帯の新設,生物・化学兵器の禁止,軍事費削減,軍縮と開発の関係、信頼醸成措置などに関するものであった。数多くの決議が「全面完全軍縮」という議題の下で採択された。全面完全軍縮というのは、つねに国際連合の究極の努力目標である。総会の決議は、基本的には国連加盟国に対する勧告である。

総会には七つの主要委員会がある。

総会の第一委員会 (The First Committee of the General Assembly)

第一委員会は、総会の七つの主要委員会の一つで、総会の手続き規則にしたがう。1978年の軍縮特別総会の決定によって、第一委員会は軍縮及び、関連の国際安全保障問題のみを扱う。委員会は全加盟国で構成し、総会本会議での採択を求めて関連の決議案を提出する。

他の主要委員会と同様,第一委員会は委員長1人,副委員 長2人,報告者3人を選出する。決定は,出席しかつ投票す るメンバーの過半数で行う。委員会は,10月から12月にかけ て会期を開く。

1984年に、第一委員会の作業プログラムには、第一、二回軍縮特別総会が採択した勧告や決定の見直しと実施状況ほか、全面完全軍縮、核実験禁止条約、核戦争の防止、非核地帯の設置、軍事費削減、生物(細菌)・化学兵器、新型の大量破壊兵器及びその兵器体系、軍縮と開発の関係、宇宙軍拡競争の防止、核兵器の使用あるいは使用の脅しに対して非核兵器国の安全保障を強化する国際条約の締結、などのような議題がある。

軍縮委員会(Disarmament Commission)

国連軍縮委員会は、総会が会期中でない時に軍縮問題を討議する場となる。これは1952年に少数の委員国で設置され、のちに1959年になって全国連加盟国で構成するものに拡大されたのを引き継いだ。この委員会は1950年代に活発であったが、1965年以来は、全く会議を開いていなかった。

1978年の軍縮特別総会で、審議機関として、また総会の下部機関として再度設立された。この委員会は、軍縮の分野でのさまざまな問題を審議して勧告を行い、軍縮特別総会の決定や勧告をフォローする。

この委員会は、委員会に関する総会の手続き規則に沿って動くが、必要な場合には規則に変更が加えられる。委員会は、 実質問題の決定は、できる限りコンセンサスで行うようあらゆる努力をすることに同意した。

第一委員会と同じく,軍縮委員会は全国連加盟国で構成する。毎年総会に報告を提出し,ニューヨークで通常5~6月に約4週間にわたって実質会期をもつ。

1978年の発足以来軍縮委員会は、包括的軍縮プログラム、 軍縮と開発の関係、1980年代の第二次軍縮の10年、軍事費削減 の全体的問題、通常兵器に関する総合的研究のための指針、 信頼醸成措置のための指針の作成、南アフリカの核能力など をその議題としている。

特別委員会 (Ad Hoc Committees)

総会は、特定の軍縮事項を扱うために、時に応じて特別委員会を設置する。この数年間に設置されたそのおもな委員会としては、世界軍縮会議に関する特別委員会とインド洋特別委員会がある。

世界軍縮会議特別委員会 (Ad Hoc Committee on the World Disarmament Conference)

1965年の総会は、決議2030(XX)を採択、世界軍縮会議の開催計画を支持した。この計画は1971年に再提起され、総会は決議2833(XXVI)を採択、適切な準備の後に、すべての国が参加する世界軍縮会議を開くことを考慮すべきだとした。

1973年の総会は、世界軍縮会議特別委員会を設立して、会議開催について各国政府が示したすべての意見及び提案、ならびにその開催条件を検討させることにした。

それ以来毎年、特別委員会は総会に報告を提出してきた。 世界軍縮会議開催までに乗り越えなければならない見解の相 違が依然あるにしても、特別委員会は適切な準備を経てすべ ての国の参加を得ることができれば、そのような会議が有益 なものとなる可能性はある、とくり返しのべた。特別委員会 は、つねに各国の態度を把握しておくために核兵器国及び他 のすべての国々とも密接な連絡を保ち、委員会に対してなさ れるすべての関連ある提案や意見を考慮する。

委員会は、以下の40の非核兵器国で構成する。アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、ブルンジ、カナダ、チリ、コロンビア、チェコスロバキア、エジプト、エチオピア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イタリア、日本、レバノン、リベリア、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、チュニジア、トルコ、ベネズエラ、ユーゴスラビア、ザイール、ザンビア。

インド洋特別委員会 (Ad Hoc Committee on the Indian Ocean)

1971年の総会は、「インド洋平和地帯宣言」と題する 決 議 2832 (XXVI)を採択した。決議はその中でとくに、今後決定する範囲内でインド洋をつねに平和地帯と指定するとのべた。

翌年総会は、インド洋特別委員会の設立を決定し、とくにその目的を遂行するためにとられる実際的措置に関連して、1971年の宣言の履行を研究させることにした。

1980年以来,特別委員会の主要任務は,宣言の有効な実施を審議するインド洋会議開催に必要な準備をすることである。委員会は,以下で構成する。オーストラリア,バングラデシュ,カナダ,中国,民主イエメン,ジブチ,エジプト,エチオピア,フランス,東ドイツ,西ドイツ,ギリシャ,インド,インドネシア,イラン,イラク,イタリア,日本,ケニア,リベリア,マダガスカル,マレーシア,モルジブ,モーリシャス,モザンビーク,オランダ,ノルウェー,オマーン,パキスタン,パナマ,ポーランド,ルーマニア,セイシェル,

シンガポール, ソマリア, スリランカ, スーダン, タイ, ソ連, アラブ首長国連邦, イギリス, タンザニア, 米国, イエ

ーメン、ユーゴスラビア、ザンビア。

軍縮会議(Conference on Disarmament)

第一回軍縮特別総会の最終文書によれば、軍縮会議は国際社会の「唯一の多国間軍縮交渉の場」である。そのメンバー40カ国には、すべての核兵器保有国と35の他の国を含む。非核兵器保有国のメンバーは、一定期間ごとに再検討される。軍縮会議がこのような輪かくをもつものとされたのは、第一回軍縮特別総会の結果であった。会議はその前身である軍縮委員会会議(Conference of the Committee on Disarmament 1968—78年)、18カ国軍縮委員会会議(Conference of the Eighteen - Nation Committee on Disarmament 1962—68年)、10カ国軍縮委員会会議(Conference of the Ten-Nation Committee on Disarmament 1959—62年)が行ってきた交渉努力をうけて、1979年にスタートした。軍縮会議は、1979年から1983年までは軍縮委員会(Committee on Disarmament)と呼ばれていた。

軍縮会議と国際連合の間には、独特の関係がある。会議は、それ自身の手続き規則を定め、総会の勧告を考慮に入れて自身の議題を作成する。会議は年一回、あるいは適当な場合は二回以上、総会に報告を提出する。軍縮会議の予算は、国連予算に含まれており、会議は国連の建物で開かれ、国連職員がその業務を助ける。会議の事務局長は、会議のメンバー国と協議の上で国連事務総長が直接任命し、事務総長の特命代表として行動する。

軍縮会議の作業は、本会議で、あるいは会議が合意する方法ですすめられる。会議のメンバーでない国も書面で提案または作業文書を提出することができ、また招請をうけて議題上の実質問題の討議に参加することができる。議長は、すべてのメンバーによる月ごとの輪番制で務める。さらに軍縮会議は、コンセンサスで作業を進める。会議は、毎年総会会期中でない時期に約6ヵ月間にわたってジュネーブで開かれるのが普通である。

1979年に軍縮会議は、恒久的議題として次の10項目を選んだ。

- i) 核兵器のあらゆる側面
- ii) 化学兵器
- ⅲ)他の大量破壊兵器
- iv) 通常兵器

- V) 軍事費削減
- vi) 兵力削減
- vii) 軍縮と開発
- Viii) 軍縮と国際安全保障
- ix) 信頼醸成措置及びすべての関係当事国に受け入れ られる適切な軍縮措置との関連における効果的な検 証措置を含む副次的対策
- X) 効果的な国際管理の下での全面完全軍縮のための 包括的軍縮プログラム

このいわゆる「十戒」の中から軍縮会議は、毎年の議題を選び、その年の作業プログラムを定める。1984年の実質議題は以下である。

- i) 核実験禁止
- ii) 核軍拡競争の停止及び核軍縮
- iii) 核戦争の防止。すべての関連事項を含む
- iv) 化学兵器
- V) 宇宙軍備競争の防止
- Vi) 核兵器の使用ないし使用の威かくから非核兵器国 を守る効果的な国際措置
- Vii)新型大量破壊兵器及びそのような兵器システム。 放射能兵器
- Viii) 包括的軍縮プログラム

軍縮会議のメンバーは以下のとおり。アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、ビルマ、カナダ、中国、キューバ、チェコスロバキア、エジプト、エチオピア、フランス、東ドイツ、西ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イタリア、日本、ケニア、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、ポーランド、ルーマニア、スリランカ、スウェーデン、ソ連、イギリス、米国、ベネズエラ、ユーゴスラビア、ザイール。

会議は現在、メンバーを今の40カ国から、44カ国を越えない数に増やすことを考慮中である。

特別総会 (Special Sessions of the General Assembly)

1978年と1982年の初夏の二度、総会は軍縮の問題のみにしばった特別会期を開いた。1978年の第一回特別総会では、129項目からなる最終文書がコンセンサスで採択された。それは宣言、行動計画、及び審議と交渉のための国際軍縮機構の部からなる。最終文書は、軍備の水準を漸時低下させることによってすべての国の安全を高めることを意図して広範な軍縮措置を提案し、国連憲章にしたがって国連には軍縮について中心的、第一義的責任があるとのべている。

1982年に開かれた第二回軍縮特別総会の結論文書は、その 性質上大半は手続き上のものである。世界軍縮キャンペーン を開始し、国連の軍縮フェローシッププログラムを継続しか つフェローシップの人数を20人から25人に増やしたことは、 同総会の成果である。第一回特別総会の最終文書の有効性が、 全会一致で再確認され、各国は1978年の行動計画で合意され た軍縮交渉の優先順位を尊重すると誓約した。

結論文書ではまた,次の第三回軍縮特別総会を,1983年の通常総会で決定する時期に開くこと,それは1988年より遅くならないこと,そして1985年までに正確な時期を定めること一が合意された。

軍縮問題局 (Department for Disarmament Affairs)

軍縮問題における国連事務局の役割は、国連憲章に示された事務総長の一般的機能からひき出されるもので、これまで総会ほかの国連の決議機関の決定を通して発展してきた。

軍縮問題局は、軍縮問題を専門に扱う事務局で、ニューヨークの国連本部にあって、ジュネーブに支部を置く。

軍縮の分野での国連の努力を強化するための決議37/99Kにしたがって、政治安全保障理事会問題局の下にあった元の軍縮センター(Centre for Disarmament)が、1983年1月1日をもって局に昇格され、事務総長に直接報告する事務次長をその長とすることになった。

軍縮問題局は以下の様に事務次長室 (Office of the Under-Secretary - General) その下にある調整及び世界軍縮キャンペーン部 (Cordination and World Disarmament Campaign Section) 及び三つの課からなる。

事務次長室は、事務次長を助けて政策を立案し、局の作業管理を行う。政策立案、政策決定のために同室は、国際連合内外での軍縮関係の動きを分析、評価する。調整及び世界軍縮キャンペーン部は、各局間及び国連諸機関関係機構への参加に関連する活動を扱う。同部は、国連内での世界軍縮キャンペーンを調整し、この分野で軍縮問題局に課せられる活動を行う。同部は、NGO ほかの世界軍縮キャンペーンを構成する諸機関と連携をもつ。

委員会及び会議業務課(Committee and Conference Services Branch)は、総会の第一委員会、軍縮委員会(Disarmament Commission),特別委員会、作業グループ及び軍縮協定、条約当事国の再検討会議、の事務局として事務上ならびに実質的支援を与える。同課は、総会決議や決定をフォローし、それに関する報告を作成する。また、軍縮の分野での多国間条約及び協定の寄託者としての、事務総長の役割かからひき出される軍縮問題局の機能を果す。

情報研究課(Information and Studies Branch)は,軍縮,軍備制限などの関連問題を扱う国連刊行物,すなわち国連軍縮年鑑,定期刊行物「軍縮」,軍縮の基礎知識 シリーズ (Fact Sheet series),軍縮研究シリーズなどの国連刊行物を製作する。同課は,総会の委託にもとづいて事務総長を助けて軍縮研究を行う専門家グループ会議のための事務局をつ

とめ、実質的支援を与える。また、軍備及び軍縮関係の文書 を保管し、研究書を収集する。

ジュネーブ支部は、軍縮会議及びその下部機関の事務局として、管理上、実質上の支援を行う。適当な場合には現行条約の再検討会議や条約起章会議など、他の軍縮機関のための業務に参加する。それは、国連の軍縮フェロー・プログラムの仕事をする。同課はまた、適当な場合、世界軍縮キャンペーンとの関連で軍縮問題局の活動を調整し、実施するほか、世界軍縮キャンペーン関係のNGOとの連絡に当る。また軍備及び軍縮に関する専門資料の収集につとめる。

軍縮研究諮問委員会(Advisory Board on Disarmament Studies)

軍縮研究諮問委員会は,1978年に第一回軍縮特別総会で設立されたもので,国連が行う軍縮研究の様々な側面について事務総長に助言を与える。委員会はその個人としての専門性を基準に公平な地理的配分の原則に従って事務総長が選ぶ著名人からなる。

委員の中には現職あるいはかつての外務大臣,政府の上級職員,国連常駐代表及び指導的な学者などがいる。委員会はまた,国連軍縮調査研究所の評議会として,世界軍縮キャンペーンの実施について、事務総長に助言する。

国連軍縮調査研究所 (Unitid Nations Institute for Disarmament Research - UNIDR)

国連軍縮調査研究所は、1979年12月11日の総会決議34/83 Mに基づき1980年10月1日に国連の枠内の自治機関として設立された。UNIDIRは、軍縮及びそれに関連する安全保障の問題について独自の研究を行い、軍縮問題局と密接な関係をもって作業する。研究所はジュネーブのパレデナシオンにあって、各国政府、NGO、基金及び個人からの自発的拠出金で運営される。

UNIDIR は、軍縮研究諮問委員会(上記参照)及び研究所 所長からなる評議会の指示をうける。

国際原子力機関(International Atomic Energy Agency)

国際原子力機関 (IAEA)は、1957年に国連の制度下にくみ こまれた政府間の自治機関である。IAEAは、原子力の平和 利用に関係する国際活動に責任をもつ。1970年3月の核兵器 不拡散条約の発効とともに、IAEAは条約当事国である非核 兵器国との間で、すべての核物質及びその使用に関係する保 障協定を締結する任務を負った。ラテンアメリカ核兵器禁止 条約(トラテロルコ条約)の全当事国もIAEAとの間に保障 協定を締結している。IAEAは毎年、総会に報告を提出し、 適当な時には安全保障理事会及び経済社会理事会に報告する。

国連関係機関の他の活動

以下の国連専門機関及び国連機関も、軍縮関係活動を実施 している。

ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、教育、科学、文化及び通信の面での国際協力を通して、平和と安全保障に貢献する。第一回軍縮特別総会の最終文書及び、1980年のユネスコ総会によってユネスコに与えられた任務に基づいて、社会科学調査、軍縮教育および軍縮の広報関係の活動プログラムを実施している。

世界保健機関(World Health Organization)

1981年に世界保健機関(WHO)の総会は、医学及び公衆衛生の専門家からなる国際委員会を設立し、平和及び軍縮強化、熱核戦争の防止に関する国連決議を実施するために、WHOに可能な貢献の方法を研究することになった。

「核戦争の健康及び保健活動に与える影響」と題する報告書が出され、1983年のWHO総会で承認をうけた。軍縮関連のWHOの活動は、この報告書の中の勧告に基づいている。WHOは今後も核戦争の影響についての研究を出す予定である。

国連環境計画 (United Nations Environment Programme)

国連環境計画(UNEP)は、これまでにとくに地雷のような戦争の遺物が環境に与える影響、兵器が生態系に与える影響など、国家が現世代及び次の世代のために自然を保持する責任に関していくつかの報告書を出している。また他の機関と協力してUNEPは、軍備競争と環境と開発の相互関係に関する世界的研究計画の作成ならびに世界レベル及び地域レベルでの軍備競争が環境に与える影響の科学的評価に関する総合プログラムを作成してきた。

国連訓練調査研修所 (United Nations Institute for Training and Research)

国連訓練調査研修所(UNITAR)は、主に発展途上国の人で国連内に、あるいは自国政府に職を奉ずる人々に訓練を施すことによって、国連の目的とくに平和と安全保障を達成することを意図する。

国際連合大学 (United Nations University)

東京にある国際連合大学(UNU)は,60以上の国々の協力機関及び学者たちのネットワークを通じて研究,上級訓練及び知識の伝達を行う。同大学の研究プロジェクトの一つは,「平和と世界変容」と題され,地域的安全保障の問題を追求することによって,紛争解決における独自の地域的能力を高めることを狙う。

1984年12月

国際連合広報センター

〒107 東京都港区南青山 1 丁目 1 — 1 新青山ビル西館22階 電話 03 (475) 1611 ~ 4

Inquiries should be addressed to:

Department for Disarmament Affairs United Nations New York, N.Y. 10017

Geneva Branch Department for Disarmament Affairs Palais des Nations CH-1211 Geneva 10, Switzerland

Fact Sheet Was